

適塾に関する新史料について (一)

杉立義一

筆者は昭和六十年六月、京都市内の某氏より適塾に関する未発表の史料若干を入手した。

それらのうち、今回発表する史料は、弘化二年十二月の適塾の土地・建物の取得・その経費・過書町への転居費用及び弘化二年より明治二十一年に至る間の所有権利の移動に関するものが主である。これらについては、昭和六十年十一月十七日日本医史学会関西支部秋季大会（於大阪大学医学部）および同年十二月二十一日日本医史学会研究会（於順天堂大学医学部）に於て発表したものが、改めて全文を誌上に掲載する。

なお他に適塾に関連した書翰類等五十数点あるが、これは後日発表するつもりである。

史料目次

- 一、永代売渡申家屋敷之事 (一紙)
- 二、弘化二年己十二月過書町転居諸入用扣 (一綴)
- 三、家質利銀請取通 (一綴)
- 四、家質利銀請取通 (一綴)
- 五、家屋敷質物証文之事 (一紙)

- 六、地所建物売渡証文之事 (一紙)
- 七、生家へ復籍之義御願 (一綴)
- 八、地所建物譲渡証文之事 (一紙)
- 九、右四ヶ所の地券 (四枚)
- 十、辞令 (一紙)

史料第一号

永代売渡申家屋敷之事

一、過書町南側滋賀屋忠右衛門家屋敷壹ヶ所表口六間四寸裏行式拾間六寸但シ宍役土藏壹ヶ所本戸前附東隣者平野屋孫四郎掛屋敷西隣者塩屋市之助掛屋敷也右之家屋鋪此度其元江代銀三拾貫日ニ永代売渡則代銀髓ニ請取申処実正也然ル上者右家屋鋪之儀ニ付脇より里邊乱妨申もの一切無御座候万一故障申出候もの有之候ハ、此判形之我々何方迄も罷出急度埒明ケ其元少しも御難儀掛申間敷候為後日家屋敷売券連判証文仍如件

弘化貳乙己年十二月

家屋敷売主

滋賀屋忠右衛門

五人組

清水屋平兵衛

同

平野屋久兵衛

同

塩屋慈兵衛

印

名塩屋熊太郎殿

同

天海屋七兵衛 ④

年寄

河内屋武兵衛 ④

十二月廿一日受取

堀取より入ル

一、三兩壹歩

但シ三匁ツゝ定メ七十人分午ノ年分

貳百十匁代

十二月十六日渡ス

一、六百七十五匁

口入銀

但シ三百七十五匁

買得口入

三百匁

家賃口入

十二月十七日

一、九匁

宿茶

但シ向三軒両隣

まんぢう

年寄会所下役

百八十

一、百五拾七匁

畳表四十畳

一、四十式匁

七嶋表二十畳

一、廿壹匁

同 十畳

□□

綿喜建具代

一、七百八十八匁

七嶋表十

一、三十匁

□卯

一、貳貫七百九十八匁六分丁切諸入用
金一兩三步

但シ

十二月廿日

一、二兩 但シ

小便取より入

古畳十五畳

井戸車 一

用水石

一、

一、一兩

一、二朱

一、三貫四十五匁一分八厘大工吉兵衛

請取分

一、二十四匁九分

同仮宅代

一、五十匁三分五厘

同二階造作

一、十二匁五分

石屋

一、百廿匁

戸

一、一兩二歩

石屋

百三十匁二分二厘

三貫四百六十三匁一分五厘

一、六百六匁七分

疊屋五郎兵衛

一、六十九匁八厘

丁役一日分

一、四百七十七匁一分五厘

未分 治介

一、七貫十匁文

手伝 藤兵衛

一、百貳拾六匁六分

材木代志万屋六三郎

一、四十匁

大工藤兵衛

一、一貫四百九十匁文

会所張紙入用

一、四百文

会所旅宿届入用

一、一貫五百五十文

下役

同前
自身番

一、百三十一匁

疊屋新兵衛

一、七十五匁

たるや九兵衛

一貫六百文

一、三十六匁八分七厘

左官

一、二貫百七十二文

土屋市兵衛

一、三十匁

釜屋

金銀銭合六貫九百〇四匁八分四厘

其外色、不分明

史料第三号

從弘化三年年 天王寺屋忠治郎

家質利銀請取通

名塩屋熊太郎殿

午五月四日

一 銀九百目 已十二月より当年四月迄五ヶ月分

一ヶ月百八拾匁ヅツ受取

午七月十四日

一 銀五百四拾目 午五閏五六メ三ヶ月分受取

同九月八日

一 銀三百六拾目 午七八兩月分受取

同十月廿九日

一 銀三百六拾目 同九十兩月分受取

同十二月廿九日

一 銀三百六拾目 同十一十二月分受取

未三月二日

一 銀三百六拾目 未正二分受取

五月四日

一 銀三百六拾目 三四分受取
 七月十四日
 一 銀三百六拾目 五六分受取
 九月八日
 一 銀三百六拾目 七八分受取
 十月卅日
 一 銀三百六拾目 九十分受取
 十二月大晦日
 一 銀三百六拾目 十一十二分受取
 申三月二日
 一 銀三百六拾目 申正二分受取
 同五月四日
 一 銀三百六拾目 三四分受取
 申七月十四日
 一 銀三百六拾目 五六分受取
 同九月八日
 一 銀三百六拾目 七八分受取
 同十月卅日
 一 銀三百六拾目 九十分受取
 同十二月廿九日
 一 銀三百六拾目 十一十二分受取
 西三月二日
 一 銀三百六拾目 酉正二分受取
 同五月四日

一 銀五百四拾目 三四閏四分受取
 同七月十三日
 一 銀三百六拾目 五六分受取
 同九月八日
 一 銀三百六拾目 七八分受取
 同十月卅日
 一 銀三百六拾目 九十分受取
 同十二月廿九日
 一 銀三百六拾目 十一十二分受取
 戊三月二日
 一 銀三百六拾目 戌正二分受取
 同五月四日
 一 銀三百六拾目 同三四分受取
 同七月十四日
 一 銀三百六拾目 同五六分受取
 同九月八日
 一 銀三百六拾目 同七八分受取
 同十月卅日
 一 銀三百六拾目 九十受取
 同十二月大三十日
 一 銀三百六拾目 十一十二受取
 亥三月二日
 一 銀三百六拾目 亥正二受取
 五月四日

一 銀三百六拾目 同三四受取
 七月十四日
 一 銀三百六拾目 同五六受取
 九月八日
 一 銀三百六拾目 七八受取
 十月廿九日
 一 銀三百六拾目 九十受取
 十二月廿九日
 一 銀三百六拾目 十一十二受取
 子三月二日
 一 銀五百四拾目 子正二閏二分受取
 同五月四日
 一 銀三百六拾目 三四分受取
 同七月十四日
 一 銀三百六拾目 五六分受取
 同九月八日
 一 銀三百六拾目 七八分受取
 同十月廿九日
 一 銀三百六拾目 九十分受取
 同十二月廿九日
 一 銀三百六拾目 十一十二分受取
 嘉永六丑年三月二日
 一 銀三百六拾目 丑正二分受取
 丑五月四日

一 銀三百六拾目 同三四分受取
 同七月十四日
 一 銀三百六拾目 同五六分受取
 同九月八日
 一 銀三百六拾目 同七八分受取
 丑十月卅日
 一 銀三百六拾目 丑九十分受取
 同十二月廿九日
 一 銀三百六拾目 丑十一十二受取
 嘉永七寅年三月二日
 一 銀式百四拾目 寅正二受取
 但當歳より月ニ百式拾目宛受取定
 同五月三日
 一 銀式百四拾目 寅三四受取
 同七月十四日
 一 銀式百四拾目 寅五六受取
 同九月八日
 一 銀三百六拾目 寅七七八受取
 同十月卅日
 一 銀式百四拾目 寅九十受取
 同十二月廿九日
 一 銀式百四拾目 寅十一十二受取
 同十二月廿九日
 一 銀三百目 元入銀受取

安政二卯年三月二日

一 銀貳百三拾八匁二分 正二受取

但残元銀三拾九貫七百目分

三朱之利正二兩月分

同五月四日

一 銀貳百三拾八匁二分 三四受取

但右同断三四兩月分

同七月十四日

一 銀貳百三拾八匁二分 受取

但前同断五六兩月分三朱利

同七月十四日

一 銀三百目 元入銀受取

同九月八日

一 銀貳百三拾六匁四分 受取

但残元銀三拾九貫四百匁分

月三朱之利七八兩月分

同十月廿九日

一 銀貳百三拾六匁四分 受取

但右同断九十兩月分

同十二月廿九日

一 銀貳百三拾六匁四分 受取

但右同断九十兩月分

同

一 銀三百目 元入銀受取

安政三辰年三月二日

一 銀貳百三拾四匁六分 受取

但残元銀三拾九貫百目

正二兩月分月三朱利足

同五月四日

一 銀貳百三拾四匁六分 受取

右同断三四兩月分

同七月十四日

一 銀貳百三拾四匁六分 受取

右同断五六月分

同

一 銀三百目 元入銀受取

同九月八日

一 銀貳百三拾式匁八分 受取

但残元銀三拾八貫八百目

七八兩月分月三朱利足

同十月晦日

一 銀貳百三拾式匁八分 受取

但残元銀三十八貫八百目

九十兩月分月三朱利足

同十二月卅日

一 銀貳百三拾式匁八分 受取

但残元銀三拾八貫八百目

十一十二兩月分月三朱利足

辰十二月卅日

一 銀三百目 元入銀受取

安政四己年三月二日

一 銀貳百三拾壹匁 受取

但殘元銀三拾八貫五百目

正二兩月分月三朱利足

同三月三日

一 銀八貫五百目 元入銀受取

同五月四日

一 銀百貳拾目 受取

但殘元銀三拾貫目三四

兩月分月式朱利足

同七月十四日

一 銀百八拾目 受取

右同斷五閏五六三ヶ月分

同九月八日

一 銀百貳拾目 受領

右同斷七八兩月分利

同十二月廿九日

一 銀百貳拾目 請取

右同斷九十兩月分利

同十二月卅日

一 銀百貳拾目 請取

右同斷十一十二兩月分利足

午三月二日

一 銀百貳拾目 受取

右同斷正二兩月分利足

同五月四日

一 銀百貳拾目 受取

右同斷三四兩月分利足

同七月十四日

一 銀百貳拾目 受取

右同斷五六兩月利足

同九月八日

一 銀百廿目 受取

右同斷七八兩月利足

同十月廿九日

一 銀百貳拾目 受取

右同斷九十兩月分利足

同十二月卅日

一 銀百貳拾目 受取

右同斷十一十二兩月分利足

安政六未年三月二日

一 銀百貳拾匁 受取

右同斷正二兩月分利足

五月四日

一 銀百貳拾匁 受取

右同斷三四兩月分利足

七月十四日	同十月廿九日
一 銀百貳拾匁	一 銀百貳拾匁
受取	受取
右同斷五六兩月分利足	右同斷九十兩月分利足
九月八日	申十二月卅日
一 銀百貳拾匁	一 銀百貳拾匁
受取	受取
右同斷七八兩月分利足	右同斷十一十二兩月分利足
十月廿九日	酉三月二日
一 銀百貳拾匁	一 銀百貳拾匁
受取	受取
右同斷九十兩月分利足	文久元酉五月四日
十二月卅日	一 銀百貳拾匁
一 銀百貳拾匁	受取
受取	同七月十四日
右同斷十一十二兩月分利足	一 銀百貳拾匁
申三月二日	同九月八日
一 銀百貳拾匁	受取
受取	一 銀百貳拾匁
右同斷申正二兩月分利足	同十月廿九日
同五月四日	一 銀百貳拾匁
一 銀百八拾匁	受取
受取	同十二月卅日
右同斷申三四閏四三ヶ月分利足	一 銀百貳拾匁
同七月十四日	同二戌年三月二日
一 銀百貳拾匁	受取
受取	一 銀百貳拾匁
右同斷五六兩月分利足	同五月四日
同九月八日	一 銀百貳拾匁
一 銀百貳拾匁	受取
受取	同七月十四日
右同斷七八兩月分利足	一 銀百貳拾匁
	受取

同九月八日

一 銀百八拾匁

受取

戊七八閏八

同十月廿九日

一 銀百貳拾匁

受取

戌九十月分

同十二月廿九日

一 銀百貳拾匁

受取

戊十一十二月分

亥三月二日

一 銀百貳拾匁

受取

亥正二分

同五月三日

一 銀百貳拾匁

請取

同三四分

同七月十四日

一 銀百貳拾匁

請取

同五六月分

同九月八日

一 銀百貳拾匁

請取

同七八月分

同十月卅日

一 銀百貳拾匁

請取

同九十月分

同十二月廿九日

一 銀百貳拾匁

請取

同十一月二分

元治元甲子年三月二日

一 銀百貳拾匁

請取

子正二兩月分

同五月四日

一 銀百貳拾匁

請取

同三四月分

同七月十三日

一 銀百貳拾匁

請取

同五六月分

同九月八日

一 銀百貳拾匁

請取

同七八月分

同十月廿九日

一 銀百貳拾匁

請取

同九十月分

同十二月廿九日

一 銀百貳拾匁

請取

同十一月二分

元治二乙丑年三月二日

一 銀百貳拾匁

請取

丑正二月分

同七月十四日

一 銀百貳拾匁

受取

同五六月分

同九月八日

一 銀百貳拾匁

請取

同十二月廿七日

一 銀貳百四拾匁

請取

但九十一十二

四ヶ月分

已三月朔日

一 銀百貳拾匁

請取

但已正二兩月分

同五月三日

一 銀百貳拾匁

請取

但同三四兩月分

史料第四号

明治二己年 天王寺屋忠兵衛[㊤]

家質利銀請取通

名塩屋熊太郎殿

已七月十四日

一 銀百貳拾匁

請取

但残元銀三拾貫目月貳朱之利足

已五六兩月分

同九月七日

一 銀百貳拾匁

請取

右同断七八兩月分

同十月廿八日

一 銀百貳拾匁

請取

右同断九十月分

同十二月十三日

一 銀百貳拾匁

請取

右同断十一十二兩月分

午三月朔日

一 銀百貳拾匁

請取

同五月三日

一 銀百貳拾匁

請取

同七月七日

一 銀百貳拾匁

請取

同九月四日

一 銀百貳拾匁

請取

同閏十月十日

一 銀百貳拾匁

請取

同廿七日

一 銀六拾匁

請取

閏十月分

十二月十九日

一 銀百貳拾匁

請取

此金三步

十一十二兩月分

未三月朔日

一 銀百貳拾匁

此金三步

未正二兩月分

同四月廿八日

一 銀百貳拾匁

此金三步

同三四兩月分

七月十四日

一 銀百廿匁

此金三步

同五六兩月分

九月八日

一 銀百貳拾匁

此金三步

同七八月分

十月廿九日

一 銀百貳拾匁

此金三步

同九十兩月分

十一月

一 永三拾七錢

請取

十二月

一 永三拾七錢

申三月二日

一 金三步也

同五月三日

一 金三步也

同七月十二日

一 金三步也

九月八日

一 七拾五匁

十月晦日

一 七拾五匁

十二月二日

一 卅七錢五厘

酉一月廿八日

一 卅七錢五厘

二月廿八日

一 卅七錢五厘

三月卅一日

一 卅七錢五厘

四月廿八日

一 卅七錢五厘

受取

受取

受取

受取

受取

受取

受取

受取

受取

受取

請取

史料第五号

家屋敷質物証文之事

一、過書町我等所持之家敷并本戸前附土蔵卷ケ所則別紙沽券状之通東隣者平野屋彦兵衛居宅西隣者塩屋亥三郎代判毛助掛屋敷右家敷卷ケ所由未十一月ヨリ来申年十月迄質物ニ差入金百八拾五円借用申候処実正也然ル上者利金卷ケ月二円三拾七銭毎月晦日無相違相渡可申候尤御公役町役者此方ヨリ相勤可申候万一限月ニ至リ金子返済相滞候ハ一言之無申分右家敷沽券状繼印致名前切替相渡可申候為後日質物証文仍而如件

明治四辛未年十一月

過書町

名塩屋四ツ枝

代判徳三郎

少年寄

上殿七兵衛(押印切取)

天王寺屋忠兵衛殿

史料第六号

地所建物売渡証文之事

「第二百廿五号」(采書)

一、第一大区九小区北浜三丁目拾九番地我等所持ノ地券卷通

代金貳百九円也

「第二百廿六号」(采書)

一、右地券面坪高之内我等所持ノ建家土蔵別紙絵図面之通并造作

物二階敷床カ板、天井、敷鴨居、床ノ間、押入、住居柱、住居

壁、板椽、竹椽、上リ框チ、揚ケ板、庇家根、水屋、雪隠、井

戸、柱根石、地敷石、表裏溝石、土蔵戸前、同窓蓋、穴蔵等其

他造作物悉皆并附屬ノ附物畳、建具、雨戸総戸メリ、其他附物

都而有姿之儘不殊

代金五百九拾壹円也

(印紙八十銭貼付)

合計金八百円也

右今般其許殿江書面之金高ヲ以売渡申候右地所建物共外之義ニ付他方ヨリ異論妨ケ申者無之候万一如何様之義有之候共連印之者ヨリ埒明貴殿ニ御難義掛ケ申間敷候依而為後証受入連印証書差入申候処如件

明治十一年

十一月二十日

第五大区東区西玉造村西伊勢町

右売主

林宗親(印)

第六大区三小区本庄村

保証人

山村保介(印)

緒方拙斎殿

前書之通相違無之候也

第一大区九小区

戸長

伊藤卯兵衛(印)

史料第七号

書面願之趣聽届候事(朱書)

明治十七年十一月六日

大阪府東区长宮崎鉄幹印

生家へ復籍之義御願

東区北浜三丁目三十番地

緒方千重

私義同居緒方拙齋長女ニシテ明治九年十二月先代四ツ枝ノ養女

トナリ同十年三月先代養母四ツ枝死後相統罷在候処何分生得虚弱

ニシテ且多病ニ有之ニ付迎モ一家相統スルコト不能不都合ニ付今般

親類一同協議之上私義退身仕兵庫県下撰津国有馬郡名塩村百九十

一番地徳川三郎姉九重ナル者ヲ相統人ニ貰請同人ヲ以私退身後相

統為度私義者生家緒方拙齋方へ復籍仕度依テ別紙戸籍面写相添親

類連署ヲ以此段願上候也

明治十七年十一月四日

右

緒方千重印

親族 東区北浜三丁目三十番地

緒方千重方同居

緒方惟準印

親族

東区過書町式丁目拾壹番地

賀陽碌平印

生家

東区北浜三丁目卅番地

緒方千重方同居

緒方拙齋印

兵庫県下撰津国有馬郡名塩村

百九十一番地

徳川三郎印

姉九重印

前書之通願出候ニ付奥印致候也

東区道修町三丁目外廿ヶ町

戸長

中西儀兵衛印

東区长 宮崎鉄幹殿

史料第八号

地所建物讓渡証文之事

(印紙巻銭)

「第五号」(朱書)

一 東区北浜三丁目三拾番地拙者所持表口六間五分五厘裏巾六間

五分四厘奥行東ニテ式拾壹間五分西ニテ式拾壹間四分六厘此坪

百四拾坪五合八勺ノ宅地々券巻枚

「第六号」(朱書)

一 右地券面坪高ノ内ニ有之拙者所持建物老番ヨリ四番適合四棟

別紙戸長役場割印絵図面之通り并付属造作物都テ有姿之儘

第二号(朱書)

一 東区今橋三丁目拾六番地拙者所持表口五間卷分四厘裏巾五間
式分奥行東ニテ式拾間三分九厘西ニテ式拾間三分四厘此坪百五
坪式合八勺ノ宅地々券壹枚

第三号(朱書)

一 東区今橋三丁目拾七番地拙者所持表口九間式分四厘裏巾九間
三分五厘奥行東ニテ式拾間四分九厘西ニテ式拾間三分九厘此坪
百八拾九坪九合八勺ノ宅地々券壹枚

第四号(朱書)

一 右拾六番地拾七番地兩地ニ建跨リ有之拙者所持建物壹番ヨリ
六番迄合六棟別紙戸長役場割印繪図面之通り并ニ造作物都テ有
姿之儘

第五号(朱書)

一 東区伏見町四丁目式拾九番地拙者所持表口五間六分壹厘裏巾
五間五分七厘奥行東ニテ拾四間八分四厘西ニテ拾五間三厘此坪
八拾三坪四合八勺ノ宅地々券壹枚

第六号(朱書)

一 右地券面坪高ノ内ニ有之拙者所持建物壹番ヨリ四番迄合四棟
別紙戸長役場割印繪図面之通并ニ付属造作物都テ有姿之儘

一 右者今般拙者名前退キ貴殿家督相続致候ニ付テハ前書地所建
物及付属造作物共無代価ニテ譲リ渡申候処実正也然ル上ハ右譲
リ渡其他ノ義ニ付諸親類ハ不及申他方ヨリ異論妨ケ申者無之候

一 万一如何様之儀有之候共連印之者ヨリ埒明貴殿工御難義掛ケ申
間敷候依テ保証人連印証書如件

明和十七年十二月十八日

譲リ主
東区北浜三丁目三十番地
緒方千重[㊦]

右同居

保証人 緒方拙齋[㊦]

兵庫泉撰津国川辺郡

別所村八百二拾七番地

大阪東区北浜四丁目廿六番地

寄留

保証人 佐藤猶衛[㊦]

緒方九重殿

前書朱番号ヲ以簿冊ニ登記公証候也

東区北浜三丁目

外式十ヶ町

戸長

明和十七年十二月十八日

中西儀兵衛[㊦]

史料第九号の一

明治九年改正 地券

撰津国大阪東区北浜三丁目三拾番地

一、宅地百四拾坪五合八勺

持主 緒方千重

代価百七拾九円三拾八錢

此百分ノ三 金五円三拾錢壹厘 地租

明治十年ヨリ

此百分ノ二ヶ半金四円四拾八錢五厘地租

右檢査之上授与之

明治十三年五月八日

裏面

大阪東区北浜三丁目

緒方九重

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治十七年十二月十九日

主事大阪府東区长 宮崎鉄幹印

史料第九号の二

明治九年改正 地 券

摂津国大阪東区今橋三丁目拾六番地宅地

一、市街宅地百五坪貳合八勺

大阪同区北浜三丁目

持主 緒方千重

代価百拾三円七拾錢貳厘

此百分ノ三 金三円四拾壹錢壹厘 地租

明治十年ヨリ

此百分ノ二ヶ半金貳円八拾四錢三厘地租

右檢査之上授与之

明治十三年五月八日

大阪府印

裏面

大阪東区北浜三丁目

緒方九重

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治十七年十二月十九日

主事大阪府東区长 宮崎鉄幹印

大阪東区今橋四丁目

緒方拙斎

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治廿一年七月九日

主事大阪府東区长 宮崎鉄幹印

史料第九号の三

明治九年改正 地 券

摂津国大阪東区今橋三丁目拾七番地宅地

一、市街宅地百八拾九坪九合八勺

大阪同区北浜三丁目

持主 緒方千重

代価百九拾九円八拾五錢九厘

此百分ノ三 金五円九拾九錢六厘 地租

明治十年ヨリ

此百分ノ二ヶ半金四円九拾九錢六厘地租

右檢査之上授与之

明治十三年五月八日

大阪府印

裏面

大阪東区北浜三丁目

緒方九重

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治十七年十二月十九日

主事大阪府東区长 宮崎鉄幹

大阪東区今橋四丁目

緒方拙斎

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治廿一年七月九日

主事大阪府東区长 宮崎鉄幹

史料第九号の四

明治九年改正 地券

摂津国大阪東区伏見町四丁目式拾九番地

一、宅地八拾三坪四合八勺

大阪同区北浜三丁目

持主 緒方千重

代価百八拾壹円三拾叁銭九厘

此百分ノ三 金五円四拾四銭

明治十年ヨリ

此百分ノ二ヶ半金四円五拾三銭三厘地租

右檢査之上授与之

明治十三年五月八日

大阪府印

裏面

大阪東区北浜三丁目

緒方九重

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治十七年十二月十九日

主事大阪府東区长 宮崎鉄幹

史料第十号

緒方四郎

本府庶務方

出納方兼外国方

申付ル事

己正月 新瀉府

注ならびに私見

史料一、一、この証文で売買の対象となった過書町南側の土地

は、適塾の所在地である現在の大阪市東区北浜三丁目三十番地

に相当する。

二、売主滋賀屋忠右衛門は四代目天王寺屋忠兵衛の実弟であ

る。天王寺屋忠兵衛は近江国堅田出身、本姓辻氏、正徳・享保

の頃、忠兵衛正治が大阪に出て梶木町（東区北浜五丁目）に住

んで両替商を営んだ。

三、買主名塩屋熊太郎については不詳の部分が多いが、中山沃

氏によれば緒方洪庵の妻八重の実家億川家の旧使用人であり、

過書町で薬種商を営んでいた。

四、安政三年『過書町水帳』によれば、適塾の名義人は名塩屋熊太郎になっている。然し同水帳は文政八年から安政三年の間が欠落しているためその間の名義がわからなかった。

五、江戸時代大阪では帯刀人は土地の所有を禁じられ、名義人を立てるのを例とした。洪庵が除痘館用地として尼崎町一丁目の地面を買求めた時は、高池屋清之助を名義人とした。

史料二、一、過書町転居諸費用合計は六十八貫百六十六匁五分九厘であった。

二、適塾の瓦町から過書町への移転時期は、天保十四年十二月十五日が通説となっている。然し「大阪医師番付」によれば洪庵は弘化二年十月では瓦町東前頭一であるが、弘化三年五月には過書町東関協となっている。

史料三、一、この通は名塩屋熊太郎が家を担保にして天王寺屋忠次郎から、銀三拾貫目を借りて、弘化二年十二月から明治二年五月までその元銀として拾貫目及び利息を支払った通である。利息は非常に低率であったことがわかる。

二、この通には金額の下に受領印がある。印には天忠および辻印の二種がある。

三、安政二年十二月廿九日の項、但右同断九十兩月分とあるのは、十一十二の書き誤りと思う。

史料四、一、この通は資料三につづき、明治二年七月から明治六年四月までの利息支払の通である。

二、天王寺屋忠兵衛・忠次郎は同一人であるといわれる。

史料五、一、この証文で質物とされた家屋敷は適塾の土地建物で

ある。

二、名塩屋四ツ枝は名塩屋熊太郎の養女でありその財産を相続した。『過書町水帳』によれば、適塾の土地の名義は名塩屋熊太郎一名塩屋四ツ枝―緒方四ツ枝―緒方千重と移動した。

史料六、一、この証文にある北浜三丁目拾九番地は、適塾の北側筋向いの土地である。

二、この証文の上縁には、大阪府下第一大区九小区印の割印が二ヶ所押してある。

史料七、一、緒方千重は洪庵の四女八千代と養子拙斎の長女であり、正清を養子に迎えた。

二、『緒方洪庵の家系及びその子孫』によれば、九重は洪庵の五女となっているが、この願書では、八重の実家の億川三郎の姉となっている。

史料八、一、東区今橋三丁目拾六・拾七番地は二回目の除痘館の場所である。現在産婦人科緒方病院の所在地である。

二、この証文の上縁には、東区道修町三丁目外二十ヶ町役場の割印が七ヶ所押してある。

史料九、一、資料八の四ヶ所の土地の明治九年改正地券である。

二、東区今橋三丁目拾六・拾七番地の名義は明治二十一年七月に緒方拙斎に移動している。

史料十、一、緒方四郎（一八四四―一九〇五）は洪庵の三男で後に惟孝と改めた。

史料の解説に関し御指導をいただいた京都市歴史資料館伊東宗

裕氏に深甚の謝意を表します。

文献

- 一、緒方富雄、『蘭学のころ』昭十九
- 二、鈴木充、適塾修復工事について、『適塾』十号、昭五二
- 三、伴忠康、適塾の建築年代の考証、『適塾』十号、昭五二
- 四、宮本又次、銅座と住友と適塾、『適塾』十一号、昭五三
- 五、緒方正美、水帳における除痘館（尼崎町）の記録、『適塾』十一号、昭五三
- 六、今井修平、適塾の壁中より発見された古文書、『適塾』十一号、昭五三
- 七、川崎清、適塾の修復について、『適塾』十三号、昭五六
- 八、矢内昭他、『大阪古地図物語』、昭五五
- 九、作道洋太郎、適塾の建物と大阪町人、『大阪大学経済学』三〇巻二・三号、昭五五
- 十、宮本又次、緒方洪庵と適塾と大阪町人社会『福山大学経済学論集』二巻一号、昭五二
- 十一、中山沃、緒方八重の弟、億川信哉の周辺、『適塾』十三号、昭五六
- 十二、緒方裁吉、「適塾」跡の家で過した私の少年時代の憶い出、『適塾』十一号、昭五三
- 十三、中野操編、『大阪医師番付集成』、昭六〇
- 十四、藤野恒三郎他、『緒方洪庵と適塾』、昭五五
- 十五、緒方富雄、『緒方洪庵伝』第二版増補版、一九七七
- 十六、緒方富雄、蘭学者の生活素描、『科学思潮』二巻六号、昭十八
- 十七、大阪市東区役所編、『東区史』第五巻、昭十六
- 十八、山本四郎、辻蘭宣伝研究、『日本洋学史の研究』、昭四三
- 十九、矢内昭、適塾立地の歴史地理的背景、『適塾』十五号、昭五七
- 二十、中山沃、適塾の所有者名塩屋熊太郎について、『適塾』十六号、昭五八
- 二十一、梅溪昇、新たに発見された緒方洪庵の振手形、『適塾』十三号、昭五六
- 二十二、緒方正美、『緒方洪庵の家系及びその子孫』、昭五七
- 二十三、梅溪昇、『緒方洪庵と適塾生』、昭五九
- 二十四、『福沢諭吉選集』第一〇巻、一九八一
- 二十五、百瀬明治、『適塾の研究』、一九八六